

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

- 告示
 〇 土壌汚染対策法により形質変更時要届出区域を指定する件 二七三
 〇 耕地整理組合の臨時代理者として指定した件 二七三
 〇 保安林の指定をする件五件 二七三
 〇 農用地保全施設等の管理規程を認可した件二件 二七四

告示

福島県告示第四百四十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。
令和四年六月十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定する区域
 会津若松市扇町九十二番四、九十二番四地先（水）、百二十八番二及び百二十八番二地先（道）の各一部で次の図に示す区域
- 二 指定する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。）又は土壌含有量基準（同条第二項の基準をいう。以下同じ。）に適合していない特定有害物質（土壌汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類
- 1 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
 六価クロム化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 2 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

なし

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室水・大気環境課及び福島県会津地方振興局県民環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。）
（水・大気環境課）

福島県告示第四百四十一号

土地改良法施行法（昭和二十四年法律第九十六号）第二条第一項の規定によりなおその効力を有する耕地整理法（明治四十二年法律第三十号）第七十三条第四項の規定により、福浦村蛭澤耕地整理組合の臨時代理者として令和四年六月十日次の者を指定した。
令和四年六月十七日

福島県知事 内堀雅雄

臨時代理者の氏名及び住所

泉田 重章 福島県双葉郡浪江町大字北幾世橋字内匠町六番地二

（農村計画課）

福島県告示第四百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和四年六月十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 保安林の所在場所
 南相馬市原町区金沢字船沢四一の一、四一の二、四二の一、四二の二、四三の一、四四の一、四四の二、四四の五、九七、九八、九九の一から九九の三まで、一〇〇の一、一〇一の一、一〇一の二から一〇一の五まで、一〇一の八、一〇一の九
- 二 指定の目的
 潮害の防備
- 三 指定施業要件
 1 立木の伐採の方法
 (一) 主伐は、択伐による。
 (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）
 （森林保全課）

福島県告示第四百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和四年六月十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 保安林の所在場所

南相馬市鹿島区南右田字谷地五三、五五、五六、六四、六五、六八、六九、七五、七八から八〇まで、八七の二七、字ニツ沼四一、四一の二、八四の七、八四の一二から八四の一五まで、八四の一七、八四の三三

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(森林保全課)

福島県告示第四百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和四年六月十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 保安林の所在場所

相馬市磯部字芹谷地三七七の一、三七七の二、三七八、三九九の三、三九九の一七から三九九の一九まで、三九九の二一から三九九の二六まで、三九九の四二から三九九の五〇まで、三九九の五二、三九九の六二から三九九の六四まで、三九九の六六から三九九の六九まで、三九九の七二、三九九の七七、三九九の八一、三九九の八三、三九九の八八から三九九の九八まで、四〇〇の三、四〇〇の八、四〇〇の九、四〇〇の一六から四〇〇の二四まで、四〇〇の二六から四〇〇の三二まで、四〇〇の一、四〇〇の四、四〇〇の八、四〇〇の九、四〇〇の一の二、四〇〇の一の三から四〇〇の一の三三まで、四〇〇の一、四〇〇の三、四〇〇の四、四〇〇の二七、四〇〇の九の一

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(森林保全課)

福島県告示第四百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和四年六月十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 保安林の所在場所

南相馬市小高区村上字前谷地八、一一の一、一四、一五の一、一七、一八の一から一八の三まで、一九の一から一九の三まで、二〇の二、二二、二三、字館腰二四の三、三四の二、三八の二、四五の二、四六、四七の二、四九、五四の一、五五の一、五七の一、五八の一、五九、六二、六三、六四の一、六四の二、六七、六九、七〇、七三、七四の一、七四の二、七六から七九まで、八一、八二、八四、八五の一、八七の一、八八の一、八九の一、一七九、一八〇の一、一八〇の二、一八一の一、一八二、一八三の一、一八三の二、一八五、一八六、一八七の二、一八七の三、一八八、一八九、一九一、一九三、一九四、一九七、一九九から二〇一まで、二〇三から二〇六まで、二〇八、二〇九、二二三の一、二三七、二八二の一、二八二の二、二八五

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(森林保全課)

福島県告示第四百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和四年六月十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 保安林の所在場所
双葉郡浪江町大字請戸字川原一、二、七の一、八の一、九
- 二 指定の目的
潮害の防備
- 三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができ立木は、浪江町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び浪江町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

公 告

公告第四百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第一項の規定により、請戸頭首工管理規程、掃部頭頭首工管理規程、大井頭首工管理規程、下条頭首工管理規程、柿ノ木下頭首工管理規程、宮下頭首工管理規程、苅宿頭首工管理規程及び吉名頭首工管理規程について、令和四年六月六日次のとおり認可した。

令和四年六月十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 管理規程を定めた者の名称
請戸川土地改良区
- 二 管理規程の概要
- 1 取水に関する事項
頭首工管理責任者は、適正水位によりかんがい用水等の取水を行い、毎年四月二十六日から九月五日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。

2 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具等を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。

3 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

4 その他施設の管理に關し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

（農村計画課）

公告第四百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第一項の規定により、大深沢調整池管理規程について、令和四年六月九日次のとおり認可した。

令和四年六月十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 管理規程を定めた者の名称

雄国山麓土地改良区

二 管理規程の概要

1 取水に関する事項

調整池管理者は、適正水位によりかんがい用水等の取水を行い、毎年四月二十六日から九月十日までのかんがい期間にあつては、調整池から受益地に必要な水量を取水するものとする。

2 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

調整池管理者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具等を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。

3 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

調整池管理者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、調整池の操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、調整池の水位及び調整池地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

4 その他施設の管理に關し必要な事項

調整池管理者は、調整池管理日誌を備え、当該調整池の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

（農村計画課）

